

全建愛知豊橋支部支部規約

第1章／総 則

- 第1条 この支部の名称は全愛知建設労働組合豊橋支部（略称：全建愛知豊橋支部）と称する。
第2条 この支部の事務所は支部が管轄する地区内の支部長宅に置く。

第2章／目的

- 第3条 この支部は支部員の団結と相互扶助の精神により、品性の向上および労働条件の維持改善に必要な諸事業を行い、もって支部員の社会的経済的な地位の向上をはかることを目的とする。

第3章／支部員の資格と権利と義務

- 第4条 この支部の支部員は、全愛知建設労働組合の組合員で、第2条に規定する地区内に居住又は勤務する者で構成する。
第5条 支部員は、全ての問題に参与する権利、及び均等の取扱いを受ける権利を有する。
第6条 支部員は、一定の支部費を納入する義務がある。
第7条 支部員は、この支部の各機関の構成員になったとき、正当な理由なくこれを拒否したり、会議に欠席してはならない。

第4章／機 関

- 第8条 この支部は、次の機関をもち、全ての活動はその重要性に応じて必要なる機関の決議によって行われる。
1. 総 会 1. 支部執行委員会 1. 支部会議
1. 青年部部会 1. 主婦の会会議
- 第9条 総会は、支部長がこれを招集し、毎年1回開催する。
第10条 総会は、この支部の最高決議機関とする。
第11条 総会は、次の事項を審議する。
1. 規約の改廃
2. 活動方針の決定
3. 役員の選出および解任の承認
4. 予算の決定および決算の承認
5. その他この支部の目的達成上必要なる事項
- 第12条 支部執行委員会は、支部長・副支部長・会計・班長・青年部長をもって構成し、この支部の業務を執行し、支部員に対して指令・指示・通達を発する権限をもつ。
- 第13条 支部会議は、全ての支部員が参加することができ、組合活動の情報の収集、意見の交換により交流・親睦を深める。
- 第14条 支部執行委員会および支部会議は、原則として毎月1回以上開く。

第5章／役員

第15条 この支部に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 支部長 | 1名 |
| 2. 副支部長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 |
| 4. 会計監査 | 1名 |
| 5. 班長 | 若干名 |

第16条 各役員の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

第6章／会計

第17条 この支部の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

第18条 この支部の経費は、支部費および本部からの還付金・寄付金その他で運営する。

- | | |
|--------|------|
| 1. 支部費 | 500円 |
| 2. 還付金 | 150円 |
| 3. その他 | |

第19条 支部費は総会において決定する。

第20条 支部費の支出は支部員の慶弔・見舞金・行動費および支部活動費・レクリエーションのために使用する。

慶弔規定・行動費規定は別に定める。

第7章／青年部

第21条 青年部は、40才以下の全ての支部員をもって構成する。

支部役員は、青年部の活動に対し参加・協力する。

第8章／主婦の会

第22条 主婦の会は、支部組合員の配偶者および女性組合員をもって組織する。

支部役員および青年部は、主婦の会の活動に対し参加・協力する。

第9章／附則

第23条 この規約に定めなき事項は、全愛知建設労働組合規約に準ずる。

第24条 この規約は、平成14年7月14日より実施する。